

加茂市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要項は、加茂市が発注する建設工事の制限付き一般競争入札の執行に関して、加茂市財務規則（昭和58年加茂市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 制限付き一般競争入札に付することができる建設工事は、予定価格が500万円以上の建設工事で加茂市請負工事指名委員会に諮って決定するものとする。ただし、その他市長が必要と認めた建設工事については、この限りでない。

(公告)

第3条 制限付き一般競争入札に付する場合の公告は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 市役所前掲示場への掲示
- (2) 加茂市公式ホームページへの掲載

(参加資格等)

第4条 制限付き一般競争入札に参加できる者は、加茂市建設工事入札参加資格審査規定（昭和59年加茂市訓令第12号）に定めるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告を行った日から入札執行日までの間、新潟県又は加茂市から指名停止を受けていない者であること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が当該工事に必要な要件として公告したことを備えている者であること。

(参加申込書の提出)

第5条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、公告で定める申請期限日までに制限付き一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(参加資格審査)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、入札に参加する資格を有しない者がいる場合には、入札期日の前に通知しなければならない。

(入札参加者名の公表)

第7条 入札参加者名は、開札結果の公表までは非公表とする。

(入札参加申請の取下)

第8条 入札参加申請をした者は、入札日前日までに申請を取り下げることができる。

(入札の中止等)

第9条 市長は、制限付き一般競争入札を執行することが適当でないとき、入札の執行を中止し、又は延期することができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。